平成２３年（フ）第６２１１号
東京都豊島区南池袋１丁目13―１―305
破産者　宮城雄一郎
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２４１号
東京都足立区江北１丁目15―４―404
破産者　小谷野弘一
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２７１号
東京都江東区南砂３丁目２―１―714
破産者　佐藤　　要
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３４７号
埼玉県草加市谷塚上町630―１―102
破産者　飯田　裕之
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３７５号
東京都練馬区土支田２丁目17―18　ユーエムハウスＦ号
破産者　川澄　景子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４１２号
千葉県千葉市美浜区幸町２丁目10―10―502
破産者　竹谷由美子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４１５号
神奈川県川崎市麻生区下麻生２丁目12―10―301
破産者　有本　耕太
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４３７号
東京都葛飾区新小岩４丁目25―７―302
破産者　飯塚　雄太
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４８６号
千葉県旭市平松1545
破産者　高野　勝子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４８７号
東京都葛飾区青戸４丁目26―３　ライオン交通株式会社
破産者　高野　正彦
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５１７号
埼玉県草加市西町171―４―201
破産者　神田　正樹
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５８８号
東京都町田市山崎町457　都営山崎町第２アパート２―206
破産者　阿部　　靖
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８１８号
東京都豊島区南大塚２丁目20―７―23
破産者　榎本　俊作
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８７７号
東京都練馬区石神井台２丁目５―12　第２寿マンション105
破産者　高橋　信俊
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８８８号
東京都荒川区東日暮里５丁目11―４―305
破産者　濱田るみ子（旧姓中村）
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８７４号
埼玉県さいたま市浦和区上木崎３丁目１―41―102
破産者　池田　　博
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１７６号
埼玉県越谷市大字平方1794―９　ワコーレ武里Ⅱ―504
破産者　佐宗　哲雄
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３１０号
東京都文京区水道１丁目５―10　古川第２ビル
破産者　大野　幸一
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３７２号
東京都江戸川区北小岩８丁目10―７　フジビレッジⅢ101
破産者　井波　真希
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５６１号
東京都世田谷区野毛１丁目１―７―103、開始決定時の住所東京都世田谷区野毛２丁目６―13
破産者　野田　　勝
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５６６号
東京都世田谷区若林３―35―５　ハウス若林３号、住民票上の住所東京都世田谷区若林４丁目38―７―301
破産者　武田　泰之
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部